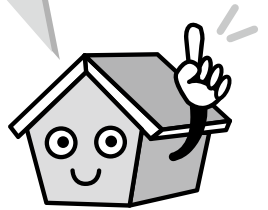


お住まいのリフォームなどをお考えの方へ

「住宅リフォーム促進事業」

をご利用ください



「経済活性化対策日野町住宅リフォーム促進事業」を平成31年度も実施します。
「お風呂や台所を直したい」「汚れた壁紙を張り替えたい」「雨漏れする屋根を葺き替えたい」など、日野町にお住まいの皆さんが、住宅の修繕・改修・補修工事（住宅リフォーム）などを行う場合に、その経費の一部を商品券で助成します。この事業により、町内の建築業、商業など関連産業への民間需要を呼び起こし、個人消費を促して地域経済の活性化を図っていきます。

◆対象住宅

自らが所有し、居住している住宅。
併用住宅等は専有部分のみ対象
(借家、賃貸、売却が目的の住宅は除く)。

◆申し込みできる方

*次の要件をすべて満たす方
・町内に住所を有し、居住されている方

・助成対象住宅を所有されている方
(同一世帯の方を含む)

・国・県・町など、他の制度の補助などを受けていない方

・町税や使用料、町の各種融資の償還に滞納がない方

・平成28・29・30年度にこの事業の助成を受けておられない方(この年度に助成を受けたことがない住宅)

リフォーム実施例



Before

After

◆申し込みの条件

*次の条件をすべて満たすもの

・町内に本社を有する法人か個人の施工業者を利用

・対象の工事費が20万円以上

・交付決定後に着手し、年度内に完了する工事

・公共下水道、農村下水道供用開始区域内の住宅で、未接続の場合は、下水道への接続

【対象工事】

*次のいずれかに該当するもの

・老朽化、災害等による住宅の修繕、改修、補修の工事

・住宅の模様替えのための工事

・便所、台所、浴室等の公共下水道関連工事

・対象建物への防犯機能の付与および強化のための工事

・日野祭を見るための棧敷窓設置

・個人住宅用太陽光発電システムの設置工事

◆助成金額

対象工事費の10% (千円未満切り捨て※最高10万円)

◆交付方法

町が指定する商品券で交付

◆助成金の交付申請の方法

【申請書の受付】

4月15日(月)から先着順で随時受け付けます。

【申請に必要な書類】

・住宅リフォーム助成金交付申請書
および同計画書

・リフォーム工事をする建物の固定資産評価証明書など

・町税等の完納証明書

・工事見積書(見積金額の内訳が確認できるもの)

・リフォーム工事前の住宅の写真

(工事予定箇所がわかるように撮ってください)

・申請者の住民票

申請書など必要書類は商工観光課にて配付し、町ホームページにも掲載します。申請方法等わかりにくい場合は、住宅リフォームの概要書類(見積書、図面等)をご持参の上、商工観光課へご相談ください。

◆その他

工事は、交付決定後に着手し、年度内(当年度の3月31日まで)に完了しなければなりません。また、助成金の増額による変更承認申請はできません。

なお、空き家の有効活用による定住促進および地域の活性化を図るため、空き家の改修等に係る費用についても助成の対象となります。

この場合、日野町空き家情報登録制度に登録されている物件に限りますので、詳細については役場企画振興課へお問い合わせください。

狂犬病予防集合注射が始まります

～飼い主は責任を持って必ず予防注射を受けさせましょう～



【注射を受ける前に】

●犬の健康チェックをしてください。健康に不安のある犬は、かかりつけの獣医師に相談してください。

【注射当日】

●案内はがき・注射料(3,400円)・犬の登録カードを持参してください。また、犬の登録をされていない場合は、登録料(3,000円)が別途必要となります。

●犬の性格や健康状態を把握し、犬をしつかりと落ち着かせられる人が会場にお越しください。

◆予防接種担当獣医師

【4月17日】

日野動物病院 石橋伴保獣医師
日野町松尾3丁目17-1

☎0748-52-2998

【4月18日・5月12日】

伊東動物病院 伊東徹也獣医師
東近江市建部堺町323

☎0748-23-5037

犬の登録・狂犬病予防注射は、法律で定められた飼い主の義務です。狂犬病に感染しないためにも、必ず1年に1回は予防注射を受けてください。

狂犬病予防注射料 3,400円

【料金の内訳】 狂犬病予防注射料 2,850円
狂犬病注射済票交付手数料 550円

犬の新規登録料 3,000円

○犬を飼われていて登録がまだの方は、登録料が別途必要となります。

4月

| | 時間 | 注射会場 |
|-------------|-------------|-------------|
| 4月17日(水) | 9:30~ 9:37 | 原共同作業場 |
| | 9:46~ 9:53 | 杣会議所 |
| | 10:01~10:11 | 東桜谷公民館 |
| | 10:19~10:26 | 西桜谷公民館 |
| | 10:41~10:52 | 湖南サンライズ自治会館 |
| | 11:05~11:12 | 必佐公民館 |
| | 11:25~11:32 | 五月台集会所 |
| | 11:40~11:47 | 椿野台集会所 |
| | 13:45~13:56 | 大窪下清雲町会議所 |
| | 14:04~14:11 | 村井会議所 |
| | 14:19~14:30 | いせの会館 |
| | 14:38~14:45 | 松尾2区会議所 |
| | 14:53~15:00 | 松尾1区作業所 |
| 15:08~15:15 | 日野公民館 | |
| 4月18日(木) | 9:45~ 9:52 | 石原会議所 |
| | 10:00~10:07 | 豊田2区集会所 |
| | 10:15~10:22 | 徳谷会議所 |
| | 10:37~10:44 | 下駒月会議所 |
| | 10:52~10:59 | 清田会議所 |
| | 11:07~11:18 | 曙集会所 |
| | 11:26~11:33 | 十禅師会議所 |
| | 11:41~11:48 | 内池東会議所 |
| | 13:45~13:52 | 熊野会議所 |
| | 14:12~14:19 | 西明寺会議所 |
| | 14:27~14:34 | 北畑会議所 |
| | 14:42~14:49 | 西大路公民館 |
| | 14:57~15:04 | 西大路堀端町会議所 |
| 15:19~15:26 | 鎌掛公民館 | |

5月

| | 時間 | 注射会場 |
|----------|-------------|-------------|
| 5月12日(日) | 8:30~ 8:41 | 東桜谷公民館 |
| | 8:51~ 8:58 | 西桜谷公民館 |
| | 9:08~ 9:23 | 湖南サンライズ自治会館 |
| | 9:33~ 9:40 | 必佐公民館 |
| | 9:55~10:10 | 南比都佐公民館 |
| | 10:25~10:32 | 鎌掛公民館 |
| | 10:47~10:58 | 西大路公民館 |
| | 11:08~11:23 | 日野公民館 |

◆問い合わせ先 住民課 生活環境交通担当 ☎0748-52-6578